



金 沢 市 公 報

号外第30号

平成24年(2012年)10月15日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	ばい捨て等防止重点区域の指定について
告 示		(") 3
金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則第2条の規定による場所を定めることについて (市民参画課)	1	

告 示

●金沢市告示第255号

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成24年規則第52号）第2条に規定する市長が別に定める場所を次のとおり定め、平成24年11月30日から効力を有するものとします。

平成24年10月15日

金 沢 市 長 山 野 之 義

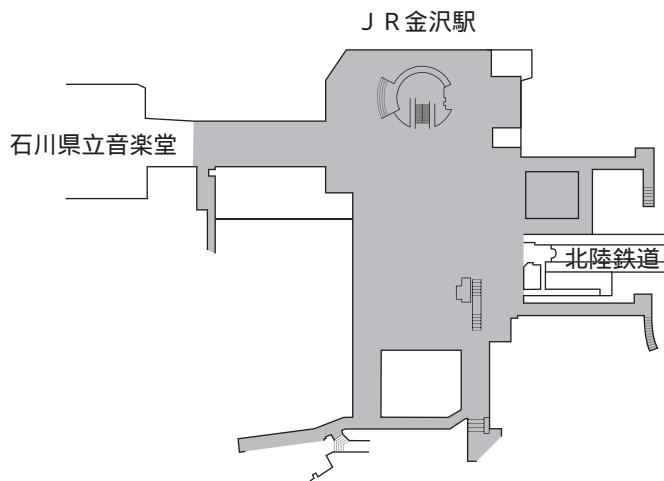
金沢駅東広場周辺

■ 市長が別に定める場所

地 上 部



地 下 部



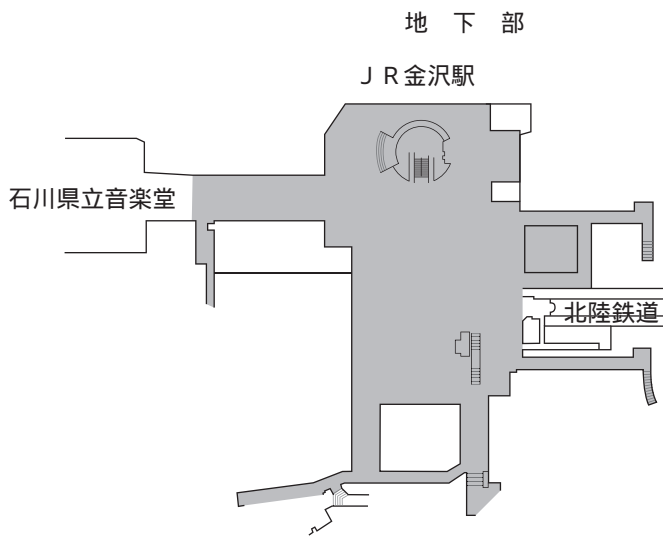
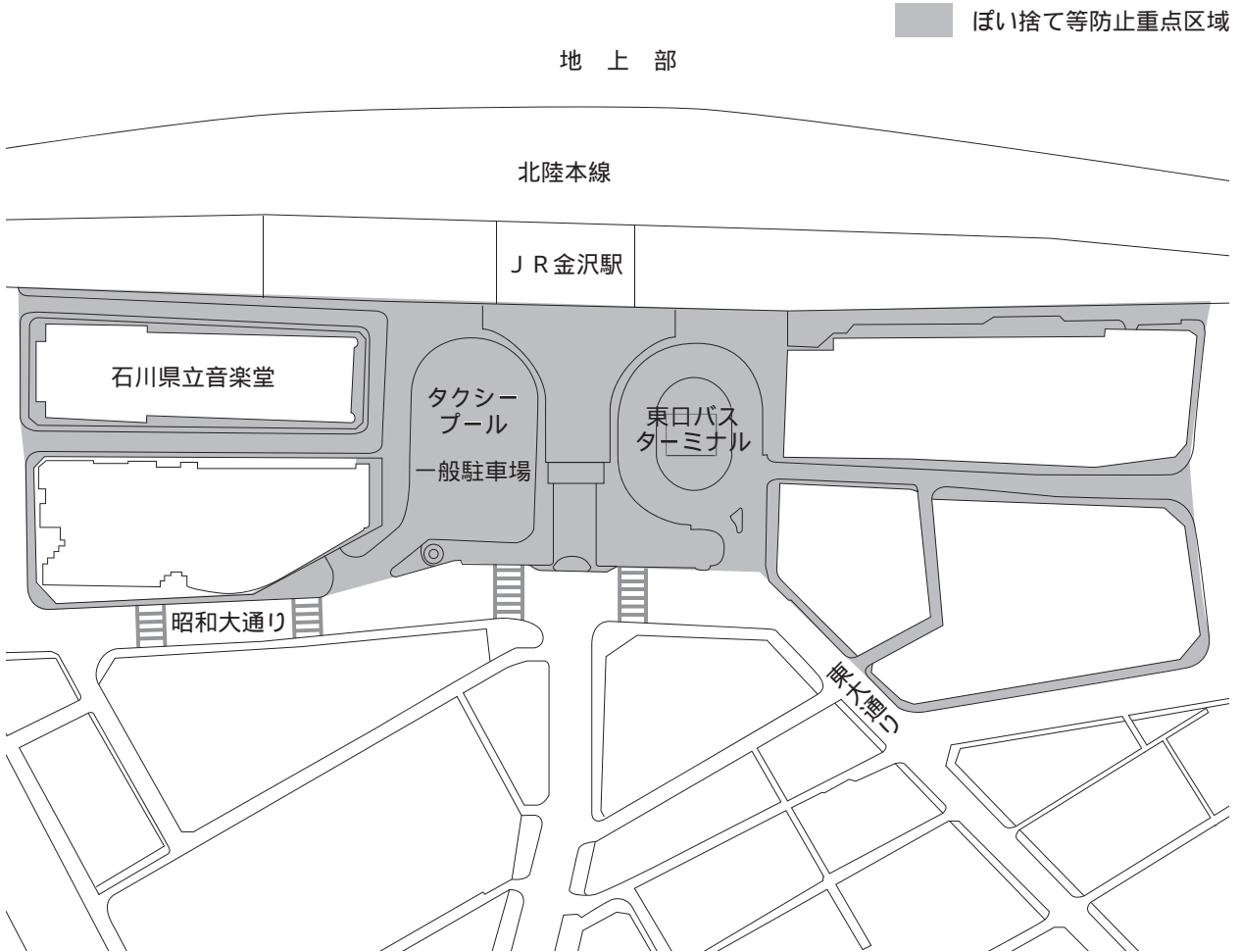
●金沢市告示第256号

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成24年条例第3号）第16条第1項の規定により、ばい捨て等防止重点区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示し、平成24年11月30日から効力を有するものとします。

平成24年10月15日

金沢市長 山 野 之 義

金沢駅東ばい捨て等防止重点区域



平成24年(2012年)10月15日 印刷
平成24年(2012年)10月15日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄